

森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する要望

森林環境譲与税は、森林・山村地域の自治体をはじめ、多くの関係者の努力によって創設され、令和元年度からの譲与開始以降、間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発等に充当され、その取組実績は毎年着実に増加している。

とりわけ、森林・山村地域においては、これまで放置されていた森林について、所有者の意向調査や境界確認、間伐等の森林整備、担い手の確保への活用が進んでいる。

今後、カーボンニュートラルの実現や防災・保水機能の発揮、花粉症対策等に向けて、森林整備を一層進めていく必要があるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、再造林におけるシカ被害対策、担い手の不足等の課題が多く、さらなる財源の確保が必要となっている。

このため、森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備や山村地域の再生等に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すことを求める。

令和5年10月

全国町村会